

の間における不動産に関連する権利等の調整等について調停及び仲裁を行う機関として、総理府に不動産関連権利等調整委員会を設置することとしております。

委員会は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、人格が高潔で高い識見を有する者のうちから任命する委員長及び十人以上の委員をもって組織することとしております。

第二に、債務者、金融機関、担保権者等は、委員会に対して不動産に関連する権利等の調整等について調停を求めることができることとしております。

委員会は、当事者間において、債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な合意の形成を図るため、調停を行うこととしております。

なお、債務者に係る権利等の調整を円滑に進めるために必要な場合には、委員会は、所定の当事者の申し立てにより、債務者がその債務を保証している所定の子会社等に係る債務等の調整につき、あわせて調停を行うことができることとしております。

第三に、債務者及び金融機関の全部または一部を含む利害関係人が仲裁に付する旨の合意をした場合に、これらの者は、委員会に対して仲裁を求めることができることとしております。

委員会は、仲裁を行うに当たっては、債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な仲裁判断を行うこととしております。

さらに、以上の委員会が行う調停等に関し、当該調停等により当事者の合意等が得られる場合における債権放棄等による損失の損金算入、債務免除益の累積欠損金との相殺等税制上の措置を定める等、所要の措置を設けることとしております。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日に効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨で

あります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○相沢委員長 次に、宮澤大蔵大臣。

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○宮澤大蔵大臣 ただいま議題となりました金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

金融機関の破綻に際して、その業務の適切な管理及び円滑な承継を図ることにより我が国における金融の機能の安定化を図るため、緊急の特例措置として、破綻した金融機関の業務及び財産を金融管理人に管理させる制度を創設するとともに、預金保険機構がその特例業務として金融管理人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行を確保するための銀行持ち株会社の設立等の業務を行うことができることとするなどの措置を講ずるほか、預金保険機構の体制の整備等を行うことにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図る必要があります。このため、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、平成十三年三月三十一日までの限り、金融機関が破綻した場合において、その金融機関に対し、金融管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができるとしてあります。

被管理金融機関の業務を執行する権利等は金融管理人に専属し、金融管理人は、被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等を調査し、内閣総理大臣に報告しなければならぬこととしてあります。

また、内閣総理大臣は、金融管理人に対し、資金の貸し付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針、営業譲渡等を円滑に行うための方策を含む業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができることとしてあります。

金融管理人は、被管理金融機関の取締役等及び取締役等であった者に対し、その業務及び財産の状況につき報告を求め、またはその帳簿、書類等を検査することができることとするともに、金融管理人はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないこととしてあります。

さらに、株主総会等の特別決議等に関する特例等の規定を設けてあります。

第二に、預金保険機構が、その業務の特例として、破綻した金融機関の業務承継に係る業務を行うことができることとしてあります。

預金保険機構は、銀行持ち株会社として承継銀行等の経営管理を行うことを主たる目的とする株式会社を設立、出資し、当該株式会社と基本協定を締結し、協定持ち株会社とすることとしてあります。協定持ち株会社は、金融危機管理審査委員会の決議があつたときは、平成十三年三月三十一日までの限り、承継銀行を子会社として設立するための出資をすること、または被管理金融機関である銀行を子会社とするための株式の取得をすることを実施するものとしてあります。

また、預金保険機構は、協定持ち株会社に対し、貸し付けまたは債務の保証を行うことができるとすることとともに、基本協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てんを行い、協定持ち株会社から納付される金銭の収納を行うことができることとしてあります。

金融危機管理審査委員会のもとに置かれた審査判定委員会は、金融危機管理審査委員会があらかじめ定め、公表した審査判定基準に従い、被管理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、承継銀行等が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うこととしてあります。

協定持ち株会社は、融資審査委員会を設置し、その委員会において承継銀行等の資金の貸し付けその他の業務の指針を審査判定基準との整合性に配慮しつつ作成し、公表することとしてあります。

また、協定持ち株会社は、被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、承継銀行等の合併、営業の全部の譲渡等により承継銀行等の経営管理を終了するものとし、ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に経営管理を終了することができない場合には、預金保険機構の承認を受けて、一年ごとに三回までを限り、この期限を延長することができることとしてあります。

第三に、預金保険機構の体制の整備等を行うこととしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○相沢委員長 次に、保岡興治君。

債権管理回収業に関する特別措置法案
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案
(本号末尾に掲載)

○保岡議員 議員提出四法案について、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国経済を立て直し、活性化させるためには、金融システムの安定化、再生が何よりも重要であります。このためには、金融機関の抱える不良債権を早急に処理しなければなりません。

自由民主党では、土地債権の流動化を促進する

ための総合的な施策であるトータルプランを発表しておりますが、このプランを具体化、法律化したものが、このたび提出いたしました四法案であります。

まず、債権管理回収業に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進等を図ることが喫緊の課題となつてゐる現状にかんがみ、弁護士法の特例として、一定の要件を満たす民間会社が業として債権の管理、回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うこととするものでございます。

この法律案の要点は次のとおりでございます。

第一に、法務大臣の許可を受けた債権回収会社は、弁護士法の規定にかかわらず、金融機関の有する貸付債権等の一定の金銭債権について、その管理及び回収を行うことができる旨の規定を設けることとしております。

第二に、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、その取締役の一名以上に弁護士の選任を義務づけるとともに、暴力団員等の参入等を防止するための措置を講ずる等の規定を設けるほか、業務を遂行するに当たって相手方を困惑させる等の行為を禁止し、また、債権回収会社が一定の裁判上の行為を行うには弁護士に同行させるなどの行為規制に関する規定等を設けることとしております。

第三に、法令に違反するなどした債権回収会社に対する許可取り消し処分や業務改善命令などに関する規定を設けるとともに、監督者である法務大臣の立入検査等の規定を設けるほか、暴力団支配排除の観点から、警察庁長官による債権回収会社への立入検査や債権回収会社の回収に当たつての援助等の措置についても規定することとしております。

第四に、所要の罰則規定等を設けるとともに、その施行については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において行うこととしております。

ります。

以上が、債権管理回収業に関する特別措置法案の趣旨であります。

次に、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等の不良債権の処理が喫緊の課題となつてゐる状況にかんがみ、金融機関等が有する債権はその多くが根拠当権つき債権であるので、その譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を定めようとするものでございます。

この法律案の要点は次のとおりであります。

第一に、金融機関等が、根拠当権により担保される債権を共同債権買取機構、整理回収銀行、サービサー等の債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、売却する旨及び新たに元本を発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法の定める元本の確定事由に該当するものとみなすこととしております。

第二に、これにより元本が確定した場合の登記は、根拠当権の移転の登記とともに申請する場合に限り、債務者等の根拠当権設定者と共同で申請しなくても、根拠当権者のみで申請することができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案についてであります。

この法律案は、不動産競売手続において不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じている等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。

第一に、執行妨害を排除する観点から、不当な執行抗告の制限、買い受けの申し出をした差し押さえ債権者のための保全処分の制度等を新設するとともに、執行官等の調査権限を強化することとしております。

第二に、手続の迅速処理を図る観点から、配当期日の呼び出し状の送達方法の改善等のほか、売却の見込みのない場合の特別の措置を定めることとしております。

第三に、競売制度を利用しやすいものとするという観点から、買い受け人が銀行等から融資を受けた場合の代金納付による登記の嘱託方法を改善し、買い受け人が銀行ローンを活用する道を開くこととしております。

第四に、根拠当権に対する競売手続の開始等があったことを知ったときから二週間を経過した場合の登記について、債務者等の根拠当権設定者との共同申請を必要とせず、根拠当権者のみでこれを申請することができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

最後に、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、その円滑な実施に資するため、同機構等の資料を利用できるよう、現況調査及び評価等に関し民事執行法の特例を臨時に設けようとするものであります。

この法律案の要点は次のとおりであります。

第一に、執行裁判所は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、同機構等から不動産の現況を明らかにする書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、執行官に現況調査を命じないでこれを現況調査報告書にかえる取り扱いを可能にすることとしております。

第二に、執行裁判所は、預金保険機構等から不動産の評価を記載した書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、評価人を選任することなく、その書面に記載された評価に基づいて最低売却価額を

定めることができることとしております。

以上が、この臨時措置法案の趣旨であります。これをもちまして議員提出四法案の説明とさせていただきます。今後の国会審議における議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○相沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十四分散会

不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 不動産関連権利等調整委員会(第三条)

第三章 調停及び仲裁

第一節 調停(第十二条・第二十条)

第二節 仲裁(第二十一条・第二十七条)

第三節 補則(第二十八条・第三十五条)

第四章 罰則(第三十六条・第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、金融機関が不動産を担保とする貸付債権その他の貸付債権の一部に弁済の遅滞が生じているもの等を有し、これにより我が国における金融の機能に対する内外の信頼の低下が懸念されている事態にあることにかんがみ、臨時の措置として、金融機関及び債務者並びに利害関係のある者の間の合意に基づき、不動産の効果的な処分を通じた債務者の事業の再建を図ること等によりその債務の弁済可能性を高めつつ当該債務者に対する金融機関の債権の

処理が行われることを促進するため、不動産に
関連する権利等の調整に関し調停及び仲裁を行
う制度を設けることにより、金融の機能の健全
化とこれに対する信頼の回復を図り、もって国
民経済の健全な発展に資することを目的とす
る。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 金融機関 銀行その他預金又は貯金の受入
れ及び資金の融通を業とする者で政令で定め
るものをいう。

二 特定債務者 金融機関からその事業に要す
る相当額の資金の貸付けを受けている者で、
その事業の継続に支障を来すことなく弁済期
にある債務を弁済することが困難であるもの
をいう。

三 第一種特定債務者 特定債務者で、その事
業の再建のためにはその保有する不動産に関
連する債務の内容の変更、担保関係の変更そ
の他の利害関係の調整が必要となっているも
のをいう。

四 第二種特定債務者 第一種特定債務者以外
の特定債務者をいう。

五 不動産関連権利等の調整 第一種特定債務
者及び金融機関その他の利害関係人の間に
おける当該第一種特定債務者の保有する不動
産に関連する債務の内容の変更、担保関係の変
更その他の利害関係の調整及びこれと併せて
必要となる調整であつて、当該第一種特定債
務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可
能性を高めるためのものをいう。

六 特定権利等の調整 第二種特定債務者及び
金融機関その他の利害関係人の間における債
務の内容の変更その他の利害関係の調整であ
つて、当該第二種特定債務者の事業の再建
を通じてその債務の弁済可能性を高めるた
めのものをいう。

七 関係権利者 特定債務者に対して財産上の
請求権を有する者及び特定債務者の財産の上
に担保権を有する者をいう。

八 利害関係人 不動産関連権利等の調整又は
特定権利等の調整の結果について利害関係を
有する者で、特定債務者以外のものをいう。

第二章 不動産関連権利等調整委員会
(設置)

第三条 総理府に、不動産関連権利等調整委員会
(以下「委員会」という。)を置く。
(所掌事務)

第四条 委員会は、この法律の定めるところによ
り、不動産関連権利等の調整に係る事項につ
いて、第一種特定債務者及び利害関係人の間
において公正かつ妥当で遂行可能な合意の形
成を図るため、調停及び仲裁を行う。

2 委員会は、前項の規定により行う事務のほ
か、当該事務の処理に支障のない範囲内で、こ
の法律の定めるところにより、特定権利等の調
整に係る事項について、第二種特定債務者及
利害関係人の間において公正かつ妥当で遂行可
能な合意の形成を図るため、調停又は仲裁を行
うことができる。

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び五人以上十人以内
の委員をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、三人以内
は、常勤とすることができ、

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す
る。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその
指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員)

第六条 委員長及び委員は、人格が高潔で高い識
見を有する者のうちから、両議院の同意を得
て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を
生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の
解散のために両議院の同意を得ることができな
いときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかか

わらず、同項に定める資格を有する者のうちか
ら、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会に
おいて両議院の事後の承認を得なければなら
ない。この場合において、両議院の事後の承認が
得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにそ
の委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長
又は委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で
復権を得ないもの
二 禁錮以上の刑に処せられた者
5 委員長及び委員の任期は、二年とする。ただ
し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

6 委員長及び委員は、再任されることができ
る。

7 委員長及び委員の任期が満了したときは、当
該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで
引き続きその職務を行うものとする。

8 委員長又は委員は、第四項各号のいずれかに
該当するに至つた場合においては、その職を失
うものとする。

9 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身
の故障のため職務を執行できないと認めると
き、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違
反その他の委員長若しくは委員たるに適しない
行為があると認めるときは、両議院の同意を得
て、その委員長又は委員を罷免することができ
る。

(委員長及び委員の服務等)

第七条 委員長及び委員は、職務上知ることの
きた秘密を漏らしてはならない。その職を退
いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政
治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動
をしてはならない。

3 委員長及び非常勤の委員は、在任中、内閣総理
大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て

他の職務に従事し、営利事業を営み、その他金
銭上の利益を目的とする業務を行つてはなら
ない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定め
る。

(会議)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席
がなければ、会議を開き、議決をすることがで
きない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決
し、可否同数のときは、委員長の決するところ
による。

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適
用については、第五条第四項に規定する委員
は、委員長とみなす。

(特別委員)

第九条 委員会に、その行う調停に参加させるた
め、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、法律、金融、企業の財務又は不
動産の評価に関する学識経験を有する者のうち
から、委員会の推薦に基づいて、内閣総理大臣
が任命する。

3 特別委員は、非常勤とし、その任期は、二年
とする。

4 第六条第四項、第六項、第八項及び第九項の
規定は、特別委員について準用する。この場合
において、同項中「両議院」とあるのは、「委
員会」と読み替へるものとする。

(事務局)

第十条 委員会の事務を処理させるため、委員会
に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌
理する。

(政令への委任)

第十一条 この章に定めるもののほか、委員会に
関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 調停及び仲裁

第一節 調停

(申請)

第十二条 次に掲げる者は、総理府令で定めるところにより、書面により、委員会に対し、不動産関連権利等の調整に係る事項について調停の申請をすることができる。

一 第一種特定債務者
二 第一種特定債務者に対してその事業に要する資金を貸し付けている金融機関(以下「貸付金融機関」という。)

三 第一種特定債務者に対して政令で定める額以上の債権を有する者(前号に掲げる者を除く。)

四 第一種特定債務者の保有する不動産を目的とする担保権を有する者(前一号に掲げる者を除く。)

五 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

2 委員会は、前項の調停の申請がされた場合において、当該申請に係る事件が次の各号のいずれにも該当しないときは、調停を行う。

一 第一種特定債務者が当該申請に係る調停に応じないことが明らかであるとき。

二 貸付金融機関のすべてが当該申請に係る調停に応じないことが明らかであるとき。

三 申請をした者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認められるとき。

(調停委員会)

第十三条 委員会による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。

2 前項の調停委員は、委員長、委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、委員長が指名する。

(参加)

第十四条 不動産関連権利等の調整に係る事項について調停の手続に係属している場合において、利害関係人は、調停委員会の許可を受けて、当該手続に当事者として参加することができる。ただし、利害関係人が第十二条第一項第

二号から第五号までに掲げる者である場合にあつては、調停委員会の許可を要しない。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の手続に参加していい利害関係人に対し、当該調停の手続に当事者として参加するよう勧告することができる。

3 調停委員会は、第一項の許可又は前項の勧告をするときは、あらかじめ、第一種特定債務者及び関係権利者である当事者の意見を聴かなければならない。

(子会社等に係る調停)

第十五条 調停委員会は、第一種特定債務者が、子会社等とその事業の継続に支障を来すことなくその返済期にある債務を返済することが困難なものの債務を保証している場合において、当該第一種特定債務者に係る不動産関連権利等の調整を円滑に進めるために必要があると認めるときは、当該第一種特定債務者及びその子会社等の申立てにより、当該第一種特定債務者に係る不動産関連権利等の調整に係る事項と併せて、当該第一種特定債務者及び当該子会社等の債務の弁済可能性を全体として高めるための当該子会社等に係る債務の内容の変更その他の利害関係の調整(以下「子会社等に係る調整」という。)に係る事項について調停を行うことができる。この場合の調停に対する前条及び次条から第十九条までの規定の適用については、前条第一項及び第十八条第一項中「不動産関連権利等の調整」とあるのは、「不動産関連権利等の調整及び子会社等に係る調整」と、前条第一項及び第二項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人及び子会社等に係る調整の結果について利害関係を有する者」と、同条第一項中「第十二条第一項第二号から第五号までに掲げる者」とあるのは、「第十二条第一項第二号から第五号までに掲げる者又は当該子会社等に対してその事業に要する資金を貸し付けている金融機関、当該子会社等に対して政令で定める額以上の債権を有する者、当該子会社等の保有する不動産を

目的とする担保権を有する者若しくはこれらの者に準ずる者として政令で定める者」と、同条第三項中「関係権利者である当事者」とあるのは「関係権利者である当事者並びに子会社等並びに当該子会社等に対して財産上の請求権を有する者及び当該子会社等の財産の上に担保権を有する者であつて当事者である者」と、第十八条第一項中「第一種特定債務者の事業の」とあるのは「第一種特定債務者及び子会社等の事業の一体とした」とする。

2 前項において「子会社等」とは、次に掲げる会社その他第一種特定債務者と総理府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

一 第一種特定債務者がその発行済株式(議決権のあるものに限る。次号において同じ。)の総数又は出資の総額(次号において「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。次号において同じ。)又は持分を所有する会社(次号において「子会社」という。)

二 第一種特定債務者及びその一若しくは二以上の子会社又は第一種特定債務者の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を所有する会社

(調停の手続)

第十六条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者に出頭を求め、質問し、意見を聴くことができる。

2 調停委員会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

3 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならぬ。

(手続の非公開)

第十七条 調停委員会の行う調停の手続は、公開しない。

(調停の打ち切り等)

第十八条 委員会は、不動産関連権利等の調整について、第一種特定債務者の事業の再建を通じ

てその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停委員会の決定により、調停を打ち切るものとする。

2 委員会は、前項の場合のほか、当事者の一部が調停の結果について合意をしないことが明らかであると認めるときは、調停委員会の決定により、当該当事者の一部を除く当事者間において調停を行うことができる。

(書面の作成)

第十九条 調停委員会は、調停において当事者間に合意が成立したときは、合意の内容を記載した書面を作成することとし、当該書面を作成したときに調停が成立したものとす。

(特定権利等の調整についての準用)

第二十条 第四条第二項の規定により委員会が行う特定権利等の調整に係る事項についての調停については、不動産関連権利等の調整に関する第十二条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十二条第一項中「次に掲げる者」とあるのは、「第一号から第三号まで又は第五号に掲げる者」と、同項第一号から第三号までの規定、同条第二項第一号、第十四条第三項、第十五条及び第十八条第一項中「第一種特定債務者」とあるのは「第二種特定債務者」と、第十二条第二項中「場合において」とあるのは「場合において、不動産関連権利等の調整に係る事項についての調停及び仲裁の事務の処理に支障がなく、かつ」と、同項第二号中「貸付金融機関」とあるのは「第二種特定債務者に對してその事業に要する資金を貸し付けている金融機関」と、第十四条第一項中「第十二条第一項第二号から第五号までに掲げる者」とあるのは「第十二条の規定により読み替えられた第十二条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる

者」と、「第十二条第一項第二号から第五号までに掲げる者又は」とあるのは「第二十條の規定により読み替えられた第十二条第一項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる者又は」と読み替えるものとする。

第二節 仲裁

(申請)

第二十一条 第一種特定債務者及び貸付金融機関の全部又は一部を含む利害関係人の間において不動産関連権利等の調整に係る事項についてこの法律による仲裁に付する旨の合意をした場合においては、これらの者は、総理府令で定めるところにより、書面により、委員会に対し、不動産関連権利等の調整に係る事項について、仲裁の申請をすることができ、この場合において、仲裁の申請をする者は、その間でされた不動産関連権利等の調整の経緯及び現状を記載した書面を委員会に提出するものとする。

(仲裁委員会)

第二十二条 委員会による仲裁は、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行う。

2 前項の仲裁委員は、委員長及び委員のうちから、当事者が合意によって選定した者につき、事件ごとに、委員長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかったときは、委員長及び委員のうちから委員長が指名する。

3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法昭和二十四年法律第二十五号第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

(参加)

第二十三条 不動産関連権利等の調整に係る事項について仲裁の手続に係属している場合において、当該仲裁の手続の当事者のすべてと利害関係人がこの法律による仲裁に付する旨の合意をしたときは、当該利害関係人は、仲裁委員会の許可を受けて、当該手続に当事者として参加することができる。

第二十四条 仲裁委員会は、仲裁を行うに当たっては、第二十一条の不動産関連権利等の調整の経緯及び現状を勘案するものとする。

2 仲裁委員会は、申請に係る不動産関連権利等の調整に係る事項について、第一種特定債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるとの観点から、公正かつ妥当で遂行可能な仲裁判断を行うことができないと認めるときは、仲裁をしないものとする。

(文書の提出等)

第二十五条 仲裁委員会は、仲裁のため必要があると認めるときは、第一種特定債務者又は関係権利者である当事者に対し、当該仲裁に係る事件に関する文書又は物件の提出を求めることができる。

2 仲裁委員会は、仲裁のため必要があると認めるときは、第一種特定債務者又は関係権利者である当事者の占有する不動産、事業場その他事件に係る場所等に立ち入って、事件に係る文書又は物件を検査することができる。

3 仲裁委員会は、前項の規定により検査する場合においては、仲裁委員の一人又は委員長の指定する事務局の職員をして当該検査を行わせることができる。

(特定権利等の調整についての準用)

第二十六条 第四条第二項の規定により委員会が行う特定権利等の調整に係る事項についての仲裁については、不動産関連権利等の調整に関する第二十一条から前条までの規定を準用する。

この場合において、第二十一条、第二十四条第二項並びに前条第一項及び第二項中「第一種特定債務者」とあるのは「第二種特定債務者」と、第二十一条中「貸付金融機関」とあるのは「第二種特定債務者に対してその事業に要する資金を貸し付けている金融機関」と、「合意をした場合において」とあるのは「合意をした場合において、不動産関連権利等の調整に係る事項についての委員会による調停及び仲裁の事務の処理に支障がないとき」と読み替えるものと

する。

(公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律等の準用)

第二十七条 この節の規定により仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編の規定を準用する。

2 第二十七条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準用する。

第三節 補則

(代理人)

第二十八条 当事者は、弁護士又は調停委員会若しくは仲裁委員会の承認を得た者をその代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面により証明しなければならない。

4 代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 調停若しくは仲裁の申請の取下げ又は第十五条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の調停の申立て(以下「調停の申立て」という。)の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

(調停の手続等の実施の委任)

第二十九条 調停委員会又は仲裁委員会は、それぞれ、調停委員会又は仲裁委員会をして手続の一部を行わせることができる。

(資料提出の要求等)

第三十条 委員会は、調停又は仲裁のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、当該調停若しくは仲裁に係る特定債務者又は当該調停に係る第十五条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の子会社等に関する資料の提出、意見の

開陳その他必要な協力を求めることができる。

(手続に要する費用)

第三十一条 調停又は仲裁の手続に要する費用は、政令で定めるものを除き、各当事者が負担する。

(申請手数料等)

第三十二条 調停若しくは仲裁の申請をする者又は調停の申立てをする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(調停及び仲裁の状況の報告)

第三十三条 委員会は、内閣総理大臣に対し、総理府令で定めるところにより、調停及び仲裁の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、調停及び仲裁の手続及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税の特例)

第三十五条 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額についての法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条の規定の適用については、当該各号に定める額は、同条第六項に規定する寄附金の額に含まれないものとする。

一 法人が、調停における合意等(第十九条第二十條において準用する場合を含む。)に規定する合意又は第二十七条第一項において準用する公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律第七百九十九条第一項に規定する仲裁判断をいう。以下同じ。に基づき、経済的な利益を無償で供与し、又は金銭その他の資産を贈与した場合 当該無償の供与又は贈与をした経済的な利益の価額又は金銭の額若しくは金銭以外の資産の価額

二 前号に掲げる場合のほか、法人が調停における合意等に基づき経済的な利益の供与又は資産の譲渡をした場合において、その供与又は譲渡の対価の額が当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額又は当該資産のその譲

渡の時に於ける価額に比して低いとき、当該
対価の額と当該価額との差額のうち実質的に
無償の供与又は贈与をしたと認められる金額
法人である特定債務者又は第十五条第一項
(第二十条において準用する場合を含む。)の子
会社等(以下この項において「特定債務者等」
という。)について調停における合意等がされた
場合において、当該調停における合意等に基づ
き、その特定債務者等が、その法人税法第二
第十五号に規定する役員若しくは同条第十四号
に規定する株主等である者若しくはこれらで
あつた者から金銭その他の資産の贈与を受け、
又は当該特定債務者等に対し債権を有する者か
ら当該債権につき債務の免除を受けるときは、
その受ける日の属する事業年度前の事業年度に
おいて生じた同条第二十号に規定する欠損金額
で政令で定めるものに相当する金額のうち、そ
の贈与を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の
価額並びにその債務の免除を受けた金額の合計
額(当該合計額がこの項の規定を適用しないも
のとして計算した場合における同日の属する事
業年度の所得の金額を超える場合には、その超
える部分の金額を控除した金額)に達するまで
の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算
上、損金の額に算入する。

3 法人税法第五十九条第二項及び第三項の規定
は、前項の規定を適用する場合について準用す
る。

4 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二編
第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事
業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む個人
が、調停における合意等に基づき、当該事業の
遂行上生じた債務の免除を受けた場合における
当該債務の免除による経済的利益の価額に相当
する金額は、当該個人の同法第二条第一項第二
十二号に規定する各種所得の金額の計算上、総
収入金額に算入しない。ただし、当該個人が、
当該債務の免除を受けた日の属する年において
次の各号に掲げる金額を有する場合には、当該

経済的利益の価額に相当する金額のうち、当該
各号に掲げる金額(当該各号に掲げる金額のい
ずれをも有する場合に、これらの金額の合計
額に達するまでの金額については、この限り
でない)。

一 当該経済的利益がなかつたものとして計算
したその年において生ずる純損失の金額(所
得税法第二条第一項第二十五号に規定する純
損失の金額をいう。次号において同じ)。

二 その年の前年以前三年内の各年において生
じた純損失の金額のうち、当該経済的利益が
なかつたものとして計算した所得税法第七十
条第一項若しくは第二項(これらの規定を租
税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)
第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第
五項第二号(同法第三十二条第四項において
準用する場合を含む。))又は第四十一条の五第
六項の規定により読み替えて適用する場合を
含む。以下この条において同じ)の規定若し
くは所得税法第六十五条において適用する
同法第七十条第一項若しくは第二項の規定又
は租税特別措置法第四十一条の五第一項の規
定によりその年又はその年の翌年以後におい
て控除することができたる純損失の金額又は同
項に規定する控除適用譲渡損失金額(当該純
損失の金額及び当該控除適用譲渡損失金額の
いずれをも有する場合に、これらの金額の
合計額)。

5 第二項の規定の適用を受けた法人の同項の規
定により損金の額に算入された金額は、法人税
法第二条第十八号の規定の適用については同号
イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七
条第二項及び第三項の規定の適用についてはこ
れらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含
まれるものとする。

6 前項に定めるもののほか、第一項、第二項又
は第四項の規定の適用がある場合における法人
税又は所得税に関する法令の規定の適用に関し
必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第三十六条 第七条第一項の規定に違反した者
は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に
処する。

第三十七条 次の各号の一に掲げる違反があつた
場合においては、その行為をした当事者を十万
円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて第十六条第一項(第二
十条において準用する場合を含む。)の規定に
よる出頭の要求に応じなかつたとき。

二 正当な理由がなくて第二十五条第一項(第
二十六条において準用する場合を含む。)の規
定による文書又は物件の提出の要求に応じな
かつたとき。

三 正当な理由がなくて第二十五条第二項(第
二十六条において準用する場合を含む。)の規
定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避し
たとき。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同
意を得ることに係る部分は、公布の日から施行
する。

(委員会の最初の委員長及び委員の任命)
第二条 この法律の施行後最初に任命される委員
会の委員長及び委員の任命について、国会の閉
会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得
ることができないときは、第六条第二項及び第
三項の規定を準用する。

(この法律の失効等)
第三条 この法律は、附則第一条の政令で定める
日から起算して五年を経過した日にその効力を
失う。

2 調停及び仲裁の申請並びに調停の申立ては、
附則第一条の政令で定める日から起算して四年
を経過した日以後の政令で定める日までの間に
限り、行うことができる。

(委員長及び委員の秘密保持義務に関する経過
措置)
第四条 この法律の失効後においても、委員会の
委員長又は委員であつた者のその職務上知ること
のできた秘密については、第七条第一項の規
定は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に
規定する日以後も、なおその効力を有する。

(仲裁判断に関する経過措置)
第五条 この法律の規定により仲裁委員会が行つ
た仲裁判断については、第二十七条第一項にお
いて準用する公示催告手続及び仲裁手続三関ス
ル法律第七百九十九条第二項及び第八百条から
第八百五十五条までの規定は、附則第三条第一項の
規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、
なおその効力を有する。

(課税の特例に関する経過措置)
第六条 この法律の規定により置かれた調停におけ
る合意等に基づく第三十五条第一項第一号に規
定する経済的な利益の無償の供与若しくは資産
の贈与、同項第二号に規定する経済的な利益の
供与若しくは資産の譲渡、同条第二項に規定す
る資産の贈与若しくは債務の免除又は同条第四
項に規定する債務の免除については、同条の規
定は、附則第三条第一項の規定にかかわらず、
同項に規定する日以後も、なおその効力を有す
る。

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の失効前にした行為及び附則第
四条の規定によりなお効力を有することとされ
る第七條第一項の規定に係るこの法律の失効後
にした行為に対する罰則の適用については、こ
の法律は、附則第三条第一項の規定にかかわら
ず、同項に規定する日以後も、なおその効力を
有する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第八条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和
二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよ
うに改正する。
第一条第十三号の五の三の次に次の一号を加

長期信用銀行持株会社

四 株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることについて同項の認可を受けた会社

3 平成十三年三月三十一日までの限り、金融機関は、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、文書をもってその旨を内閣総理大臣当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては内閣総理大臣及び労働大臣とする。)に申し出なければならない。

4 銀行法第五十七條の二(長期信用銀行法第十七條、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九條第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四條第一項において準用する場合を含む。)及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六條の三の規定は、内閣総理大臣が金融機関に対して第一項の規定による処分をする場合について準用する。

5 一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事が当該信用協同組合に対して第一項の規定による処分をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(金融管理人の選任等)

第二條の三 前條第一項の規定による金融管理人に係る業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融管理人に専属する。商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七條(信用金

庫法第四十九條、中小企業等協同組合法第五十四條及び労働金庫法第五十四條において準用する場合を含む。)、商法(第二百八十五條ノ十五、同法第三百八十五條)信用金庫法第五十二條第三項(同法第五十八條第五項において準用する場合を含む。)、中小企業等協同組合法第五十七條第三項(同法第五十七條の三第四項において準用する場合を含む。))及び労働金庫法第五十七條第三項(同法第六十二條第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、商法(第四百十五條(信用金庫法第六十一條、中小企業等協同組合法第六十六條及び労働金庫法第六十五條において準用する場合を含む。))及び商法(第四百二十八條(信用金庫法第二十八條、中小企業等協同組合法第三十二條及び労働金庫法第二十八條)において準用する場合を含む。))の規定による取締役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、理事。以下この章において同じ。)の権利についても、同様とする。

2 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融管理人を選任しなければならない。

3 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により金融管理人を選任した後においても、更に金融管理人を選任し、又は金融管理人が被管理金融機関の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、金融管理人を解任することができる。

4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により金融管理人を選任したとき又は同項の規定により金融管理人を解任したときは、被管理金融機関に対し、その旨を通知しなければならない。

5 前條第五項の規定は、都道府県知事が第二項又は第三項の規定により金融管理人を選任した場合及び同項の規定により金融管理人を解任した場合について準用する。

6 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第九十七條、第九十八條、第九十八條の四及び第二百八十五條の規定は金融管理人について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七條第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣(当該金融管理人の管理に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては内閣総理大臣及び労働大臣とする。以下同じ。))の承認」と、同法第九十八條中「管財人代理」とあるのは「金融管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第二百八十五條第一項中「管財人代理」とあるのは「金融管理人代理」と、民法第四十四條第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「金融管理人」と読み替へるものとする。

第二條の四 法人は、金融管理人又は金融管理人代理となることができる。

2 預金保険機構は、預金保険法第三十四條に規定する業務及び第二條の二十に規定する業務のほか、金融管理人又は金融管理人代理となりその業務を行うことができる。

(通知及び登記)

第二條の五 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所のある地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

(株主の名義書換の禁止)

第二條の六 被管理金融機関が銀行である場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

(金融管理人の報告義務)

第二條の七 金融管理人は、就職の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、内閣総理大臣に報告しなければならない。

一 被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯

二 被管理金融機関の業務及び財産の状況

三 被管理金融機関に係る営業譲渡等の見込み

四 その他必要な事項

2 内閣総理大臣は、金融管理人に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずることができる。

(計画の作成等)

第二條の八 内閣総理大臣は、被管理金融機関に係る営業譲渡等のため必要があると認めるときは、金融管理人に対し、次に掲げる事項を含む被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一 被管理金融機関の資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針に関すること。

二 被管理金融機関に係る営業譲渡等を円滑に行うための方策に関すること。

2 金融管理人は、前項の計画を作成したときは、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

3 金融管理人は、やむを得ない事情が生じた場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。

4 金融管理人は、第二項の規定による承認又は前項の規定による変更の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認を受けた第一項の計画又は前項の規定による変更後の計画(以下

この条において「計画」というを、実行に移さなければならない。

5 内閣総理大臣は、金融管理人に対し、計画の実行に必要措置を命ずることができ

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、金融管理人に対し、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

7 被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、監事。次条において同じ。)及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、参事。次条において同じ。)その他の使用人は、金融管理人による計画の実行に協力しなければならない。

(金融管理人の調査等)

第二条の九 金融管理人は、被管理金融機関の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 金融管理人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(金融管理人等の秘密保持義務)

第二条の十 金融管理人及び金融管理人代理は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。金融管理人又は金融管理人代理がその職を退いた後も、同様とする。

2 金融管理人又は金融管理人代理が法人であるときは、金融管理人又は金融管理人代理の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融管理人又は金

融管理人代理の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

(犯罪があると思料する場合の措置)

第二条の十一 金融管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(金融管理人と被管理金融機関との取引)

第二条の十二 金融管理人は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引するときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、民法第八八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を受けないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

(管理を命ずる処分取消し)

第二条の十三 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなったと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第二条の二第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場合について準用する。

3 第二条の五の規定は、第一項の場合について準用する。

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第二条の十四 商法第三百八十一条第一項、第三百八十六条第一項、第六号から第九号までを除く。及び第二項、第三百八十七條第一項、第三百八十八條から第三百九十一条まで、第三百九十七條並びに第三百九十八條の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない。

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二条の十五 被管理金融機関における商法第二百四十四條第一項、第二百四十五條第一項、第二百八十八條ノ二第二項、第二百四十六條若

しくは第三百七十五條第一項の規定による決議、同法第二百五十七條第二項(同法第二百八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第三百四十三條、第三百四十五條第二項、第四百五條若しくは第四百八條第三項に規定する決議、信用金庫法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六號)第七條第三項(第一号において準用する商法第四百八條第三項に係る部分に限る。若しくは同法第七條第六項の規定による合併決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代(以下「株主等」という。))の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ

2 被管理金融機関における商法第三百四十八條第一項若しくは第四百八條第四項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項(第一号において準用する商法第四百八條第四項に係る部分及び金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項第二号に係る部分に限る。))の規定による合併決議若しくは同法第七條第五項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができ

3 第一項の規定により仮にした決議、議決又は合併決議(以下「仮決議等」という。))があつた場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会又は総会若しくは総代会(以下「株主総会等」という。))を招集しなければならない。

4 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合に、当該承認のあつた時に、当該仮決議等を

した事項に係る決議、議決又は合併決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替へるものとする。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第二条の十六 銀行である被管理金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五條、第三百七十五條及び第四百五條の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 営業の全部又は重要な一部の譲渡
- 二 資本の減少
- 三 解散

2 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である被管理金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三條及び労働金庫法第五十三條の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 解散
- 二 事業の全部の譲渡
- 三 前二項に規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。))があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議又は議決があつたものとみなす。

4 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

5 非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号(第百三十三條ノ二第四項及び第五項の規定は、代替許可の申立てがあつた場合について準用する。

6 代替許可の申立てに係る裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

7 前三項に規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法第一編（第一条から第四条まで、第十五条及び第十六条を除く。）の規定を準用する。

（代替許可に係る登記の特例）
第二条の十七 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第一号に掲げる事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（債権者保護手続の特例）
第二条の十八 銀行である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第二百七十六條第二項において準用する同法第二百七十六條の規定による催告は、することを要しない。

（主務省令への委任）
第二条の十九 第二条の二から第二条の十三までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、主務省令で定める。

第三条の見出しを「金融機関等の自己資本の充実に係る業務」に改め、同条第一項中「預金保険機構（以下「機構」という。）は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、」を「機構は、金融機関等の自己資本の充実を図ることに」により、「同法」を「預金保険法」に改め、同条第二項第三号イ中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、第二章中同条の前記の節名及び一条を加える。

（預金保険機構の業務の特例）
第一節 金融機関等の自己資本の充実に係る業務

第二条の二十 預金保険機構（以下「機構」という。）は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、次条第一項及び第九條の二第一項の規定による業務を行うことができる。

（破綻した金融機関の業務承継等に係る業務）
第九條の二 機構は、破綻した金融機関の業務承継等（承継銀行等が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること又は第三号に規定する株式会社当該金融機関を子会社とする）により業務を暫定的に維持継続することにより、以下同じ。）の実現を図ることに第一條の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 銀行持株会社（第二條の二第二項第一号に規定する銀行持株会社又は同項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）として承継銀行等の経営管理を行うことを主たる目的とする一の株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた一の株式会社に出資すること。

二 前号の規定により出資して設立された株式会社と、被管理金融機関の業務承継等に係る基本的な事項に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結すること。

三 基本協定を締結した株式会社（以下「協定持株会社」という。）に対し、第九條の七第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。

四 協定持株会社に対し、基本協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

五 次条第一項第十二号の規定に基づき協定持株会社から納付される金銭の収納を行うこと。

六 協定持株会社に対し、基本協定の定めによる業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

七 被管理金融機関（業務承継等が行われるものに限り。）の貸出債権その他の資産の内容を審査し、並びに円滑な業務承継等を図る観点及び承継銀行等の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から承継銀行等が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うこと。

八 承継銀行等と被管理金融機関の業務承継等の実施に関する協定（以下「実施協定」という。）を締結し、当該実施協定に従い当該実施協定を締結した承継銀行等（以下「協定承継銀行等」という。）の資産の買取りを行うこと（資産の買取りを行うことを第九條の十二第一項の規定により同条第二項の特定協定銀行に委託する場合における同項に規定する業務を含む。）。

九 協定承継銀行等に対し、実施協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項第七号の判定は、第十四條第七項に規定する審査判定委員会が行う。

（基本協定）
第九條の三 基本協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定持株会社は、次条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同条第二項第一号又は第二号に掲げる決議があつたときは、基本協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に次のイ又はロの措置を実施するものとし、機構に対し、イの出資又はロの株式の取得の内容について承認の申請をし、その承認を受けること。

イ 承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資を行うこと。

ロ 被管理金融機関である銀行を子会社とするための株式の取得を行うこと。

二 協定持株会社は、法務、金融、会計等に精通している者を構成員とする委員会（以下この項及び第九條の九第一項第二号において「融資審査委員会」という。）を設置し、融資審査委員会において承継銀行等の資金の貸付けその他の業務の指針を作成し、機構の承認を受けた後公表すること。

三 前号の指針は、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るという承継銀行等の目的を踏まえ、第二十四條の二第一項に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承継銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。

四 第二号の指針は、承継銀行等が資金の貸付けその他の業務のうち融資審査委員会の指定する取引について融資審査委員会の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

五 協定持株会社は、承継銀行等が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行うこと。

イ 次条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同条第二項第三号に掲げる決議があつたときは、当該決議の対象となつた被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うこと。

ロ 前条第一項第七号の規定により承継銀行等が保有する資産として適当であると判定された資産を引き継ぐこと。

ハ 資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、第二号に規定する指針に従うこと。

六 協定持株会社は、承継銀行等が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関(承継銀行等が承継銀行以外の銀行である場合)にあっては、当該銀行に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行等の経営管理を終了するものとし、当該経営管理の終了について機構の承認を受けること。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終了することができない場合には、機構の承認を受けて、一年ごとに三回までを限り、この期限を延長することができること。

イ 当該承継銀行等の合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が協定持株会社の子会社でないものに限る)。

ロ 当該承継銀行等の営業の全部の譲渡ハ 当該承継銀行等の株式の譲渡その他の処分(当該処分により当該承継銀行等が協定持株会社の子会社でなくなるものに限る)。

ニ 株主総会の決議による当該承継銀行等の解散

七 協定持株会社は、承継銀行等(承継銀行等であった銀行を含む)の株式の譲渡その他の処分(前号ハに掲げるものを除く)を行おうとするときは、機構の承認を受けること。

八 協定持株会社は、第六号イからニまでに掲げる措置及び前号に規定する処分については、審査委員会の議決を経て機構が定める基準に従い実施すること。

九 協定持株会社は、承継銀行等に対する出資を行おうとするときは、機構に対し、当該出資の承認の申請をし、その承認を受け

ること。

十 協定持株会社は、承継銀行等に対し、資金の貸付け又は当該承継銀行等による資金の借入れに係る債務の保証を行おうとするときは、当該貸付け又は債務の保証の限度額について機構の承認を受けること。

十一 協定持株会社は、第九条の七第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

十二 協定持株会社は、基本協定の定めによる業務の実施により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

十三 協定持株会社は、第一号イの出資若しくは同号ロの株式の取得をしたとき、第六号の規定により承継銀行等の経営管理を終了したとき、第七号に規定する株式の処分を行ったとき、又は第九号に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

十四 協定持株会社は、基本協定の円滑な実施のための人材の確保に資するため、法務、金融、会計等に精通している者に関する情報収集を行うこと。

2 機構は、基本協定を締結するときは、あらかじめ審査委員会の議決を経なければならない。

3 機構は、基本協定を締結したときは、直ちに、その基本協定の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(審査委員会の決議の要請)

第九条の四 内閣総理大臣は、平成十三年三月三十一日までを限り、被管理金融機関が第二号の二第一項第二号に掲げる要件に該当し、かつ、当該被管理金融機関の業務承継等のため承継銀行等を活用する必要があると認める

ときは、機構に対し、審査委員会が次項の決議を行うことを要請することができる。

2 前項の規定による要請があったときは、審査委員会は、次に掲げる決議を行うことができる。

一 協定持株会社が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立し、当該承継銀行が当該営業の譲受け等を行うべき旨の決議

二 協定持株会社が当該被管理金融機関の株式を取得して子会社とすべき旨の決議

三 承継銀行等が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等(第一号に規定する営業の譲受け等を除く)を行うべき旨の決議

3 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に対し、審査委員会が前項の決議を取り消し、又は変更する決議を行うことを要請することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定による変更の決議の要請があった場合について準用する。

5 第三項の規定による取消しの決議の要請があったときは、審査委員会は、当該要請に係る第二項の決議の取消しの決議を行うことができる。

6 機構は、第一項又は第三項の規定による要請があったときは、速やかに、審査委員会における議決を得る手続をとらなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による要請に係る被管理金融機関が労働金庫であるときは、当該要請を行うことにつき労働大臣の同意を得なければならない。

8 内閣総理大臣は、第二号の二第五項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る信用協同組合の監督に係る都道府県知事から当該信用協同組合の業務承継等のため承継銀行等を活用する必要があるか否か

につき意見を求めなければならない。

9 金融管理人は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に第一項若しくは第三項の規定による要請を行うこと又は協定持株会社に前条第一項第一号の承認の申請をすることを求めることができる。

(承継銀行となる株式会社への出資等の承認等)

第九条の五 機構は、第九条の二第一項第一号の出資をするときは、あらかじめ審査委員会の議決を経なければならない。

2 機構は、第九条の三第一項第一号又は第九号の申請を受けたときは、速やかに、審査委員会における議決を得る手続をとらなければならない。

3 機構は、審査委員会の前二項の議決が第一項の出資又は前項の申請を承認することを決するものであるときは、直ちに、大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を求めなければならない。

4 第五条第三項の規定は、前項の規定による承認の求めがあった場合について準用する。

(審査委員会の議決を要する事項等)

第九条の六 機構は、第九条の三第一項第二号、第六号本文及び同号ただし書、第七号並びに第十号の承認をするときは、あらかじめ審査委員会の議決を経なければならない。ただし、同項第六号ハ及び第七号に規定する処分については、当該処分が同項第八号に規定する基準において審査委員会の議決を経ることを要しないものとされた処分該当するものであるときは、この限りでない。

2 機構は、協定持株会社から第九条の三第一項第十三号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を大蔵大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第九条の七 機構は、協定持株会社から、基本協定の定めによる承継銀行等に対する資金の

貸付けのために必要とする資金その他の基本協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定持株会社によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の貸付け又は債務の保証を行うおととするときは、審査委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証の限度額を定め、協定持株会社との間で当該貸付け又は債務の保証に係る契約を締結するものとする。

3 機構は、前項の規定により協定持株会社との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)
第九条の八 機構は、協定持株会社に対し、基本協定の定めによる業務の実施により協定持株会社に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(実施協定)
第九条の九 実施協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定承継銀行等は、第九条の三第一項第五号イからハまでに掲げる事項を実施すること。

二 協定承継銀行等は、当該協定承継銀行等が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関(承継銀行等が承継銀行以外の銀行である場合にあつては、当該銀行)に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、融資審査委員会の承認を受けて、機構が当該承継銀行等の資産の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

2 第九条の三第二項及び第三項の規定は、機構が実施協定を締結する場合について準用する。

(損失の補てん)

第九条の十 機構は、協定承継銀行等に対し、実施協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行等が生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。ただし、当該損失の補てんを行うことが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(報告の徴収)

第九条の十一 機構は、第九条の二第一項の規定による業務を行うため必要があるときは、協定持株会社及び協定承継銀行等に対し、基本協定及び実施協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

(協定承継銀行等からの資産の買取り)

第九条の十二 機構は、協定承継銀行等から資産の買取りの申込みを受け、当該申込みに係る資産の買取りを決定する場合には、預金保険法附則第七条第一項の規定により整理回収業務に関する協定を締結した銀行と協定承継銀行等からの資産の買取り並びに当該買収した資産の管理及び処分に係る業務に関する協定(以下「特定整理回収協定」という)を締結し、当該銀行に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2 預金保険法附則第七条第一項(第一号及び第四号を除く。)の規定は、機構が特定整理回収協定を締結した銀行(以下「特定協定銀行」という。)に対し前項の規定による資産の買取りの委託をする場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買い取つた資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という)を主たる目的とする一の銀行(第二号第一項第一号に掲げる銀行をい

う。以下この条及び次条において同じ。)と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という)を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能安定化緊急措置法」という)第九条の十二第二項に規定する特定整理回収協定」と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十四において準用する金融機能安定化緊急措置法第九条の八」と、附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十三第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第三項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第二項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 特定協定銀行は、機構から協定承継銀行等の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わつて買い取り、その買い取つた資産の管理及び処分を行うこと。

二 特定協定銀行は、特定整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 特定協定銀行は、毎事業年度、特定整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

4 預金保険法附則第八条第一項第一号から第二号の二まで及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能安定化緊急措置法」という)第九条の十二第三項第一号」と、附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十三第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による営業の譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第三項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第四項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第四項において準用する第八号において同じ。)」と、同項第八号の二中「前号」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第四項中「第七号」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九条の十二第四項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第九条の三第二項及び第三項の規定は、機構が特定整理回収協定を締結する場合について準用する。

6 機構は、第一項の規定による委託の申出をするときは、審査委員会の定めるところにより

りその議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格その他の当該委託に関する条件を定め、これを特定協定銀行に対して提示するものとする。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第九号の十三 機構は、特定協定銀行から、協定承継銀行等の資産の買取りのために必要とする資金その他の特定整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は特定協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があるとき、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 第九号の七第二項及び第三項の規定は、機構が特定協定銀行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行う場合について準用する。

(準用)

第九号の十四 第九号の八及び預金保険法附則第十二条から第十五条までの規定は、第九号の十二の規定により特定協定銀行が特定整理回収協定に従い特定整理回収協定の定めによる業務を行う場合について準用する。この場合において、同法附則第十三条中「附則第七条第一項」とあるのは「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能安定化緊急措置法」という。第九号の十二第二項」と、同法附則第十四条中「附則第七条第一項」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九号の十二第二項」と、同法附則第十五条中「附則第十五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権(次項において「特定債権」という。)の回収に係る業務」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九号の十二第二項において準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同法附則第十四条の三第一項及び第二項中「前条」とあるのは

「金融機能安定化緊急措置法第九号の十四において準用する前条」と、同法附則第十五条第一項中「附則第七条第一項第六号」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九号の十二第二項において準用する附則第七条第一項第六号」と、同条第二項中「附則第八号第一項第八号の二」とあるのは「金融機能安定化緊急措置法第九号の十二第四項において準用する附則第八号第一項第八号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十号中「金融危機管理業務」を「第三条第一項及び第九号の二第二項の規定による機構の業務(以下「金融危機管理業務」という。))に改め、同条の前に次の節名を付する。

第三節 機構の経理

第十一号第一項中「若しくは金融機関等」を「金融機関その他の者」に改める。

第十四条第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 審査委員会の下に、法務、金融、会計等に精通している者を構成員とする審査判定委員会を置く。

8 審査判定委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

第十九条第二項中第五号を第十一号とし、第四号を第十号とし、第三号の次に次の六号を加える。

四 第九号の二第二項第一号の規定による出資

五 第九号の二第二項第二号の規定による同

六 第九号の二第二項第八号の規定による同

七 第九号の三第一項第二号の規定による同

八 第九号の三第一項第八号に規定する基準

九 第九号の十二第一項の規定による特定整

理回収協定の締結

第十九条第二項に次の二号を加える。

十二 第二十四条の二第二項に規定する基準の作成及び変更

十三 第二十四条の三に規定する基準の作成及び変更

第二十一条の見出しを「審議委員等の秘密保持義務」に改め、同条中「審議委員」を「審議委員及び審査判定委員会の構成員は」に、「審議委員」を「審議委員又は審査判定委員会の構成員が」に改める。

第二十二号の見出しを「審議委員等の公務員たる性質」に改め、同条中「審議委員」の下に「及び審査判定委員会の構成員」を加える。

第二十四号の次に次の二条を加える。

(審査判定基準)

第二十四号の二 審査委員会は、第九号の二第二項の判定を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

2 前項の基準は、第九号の二第二項の判定の対象となる債権に係る債務者の債務の履行状況及び当該債務者の財務内容の健全性に関する基準を含むものでなければならない。

(出資等の基準)

第二十四号の三 審査委員会は、第九号の五第二項の議決を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

第二十五号第一項中「第五号第一項の議決」を「審議」に、「当該議決」を「当該審議」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、被管理金融機関及び承継銀行等の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項並びに承継銀行等の業務の遂行に不当に不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

第二十五号第二項中「議決」を「審議」に改める。

第二十九号の見出しを「(納付金の処理)」に改め、同条中「協定銀行から協定」を「協定銀行から協定の定めにより利益の納付を受けたとき若しくは特定協定銀行から特定整理回収協定の定めにより利益の納付を受けたとき又は協定持株会社から基本協定」に改める。

第三十号第一項中「第三条第一項第一号」の下に「若しくは第九号の二第二項第三号」を加え、「又は同項第二号に規定する損失の補てん」を「第三条第一項第二号、第九号の二第二項第四号若しくは第九号若しくは第九号の十二第二項において準用する預金保険法附則第七条第一項第二号に規定する損失の補てん又は第九号の二第二項第一号に規定する出資」に改める。

第三十四号第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第二項の規定によるほか」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項中「第二項又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第四項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十六号中「運営委員会及び金融機能安定化緊急措置法第十二条に規定する金融危機管理審査委員会」を「運営委員会並びに金融機能安定化緊急措置法第十二条に規定する金融危機管理審査委員会及び金融機能安定化緊急措置法第十四条第七項に規定する審査判定委員会」に、「金融機能(金融機能安定化緊急措置法の規定による業務)」を「金融機関(金融機能安定化緊急措置法第三号第一項に規定する業務)」に、「第二号第一項」を「第二号第二項」に、「業務金融機能安定化緊急措置法第三号第一項に規定する」を「業務(金融機能安定化緊急措置法第三号第一項に「及び金融機能安定化緊急措置法第三号第一項」を「並びに金融機能安定化緊急措置法第二号の四第二項、第三号第一項及び第九号の二第二項」に改め、第六章中同条の前に次の三条を加える。

(根拠当権の譲渡に係る特例)

第三十五号の二 被管理金融機関が承継銀行等

その他の金融機関(以下「承継金融機関」という。)に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告することができる。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする

三 前項の期間は、二週間を下つてはならない

3 第一項の公告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5 前各項の規定は、承継銀行等が他の金融機関に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第三十五条の三 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の移転の登記の申請書には、公告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項同条第五項において準用する場合を含む。)の期

間内に異議を述べなかつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、申請書に前項に規定する書面を添付したときは、根抵当権者のみで申請することができ

(課税の特例)

第三十五条の四 第二条の五(第二条の十三第三項において準用する場合を含む。)の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 承継銀行が第九条の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による同条第二項第一号又は第三号に掲げる決議を受けて行つた被管理金融機関の営業の譲受け等(第四項において「決議に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利(第九条の二第一項第七号の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であると判定されたものに限り)の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第九条の十二第一項に規定する機構の委託を受けて行つた協定承継銀行等の資産の買取により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

4 承継銀行が決議に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利(第九条の二第一項第七号の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であると判定さ

れたものに限る。)の譲渡(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十二条の三第二項第一号に規定する譲渡をいい、同号二に掲げる行為を含む。)は、承継銀行(当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号二に掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。)に係る同法第六十二条の三及び第六十三条の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 第九条の四第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の決議があつたときは、次の各号に掲げる決議の区分に応じ、当該各号に定める者を預金保険法第六十二条第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等とみなして、同条第二項の規定を適用する。

一 第九条の四第二項第一号の決議 同号に規定する承継銀行

二 第九条の四第二項第二号の決議 協定持株会社

三 第九条の四第二項第三号の決議 同号に規定する承継銀行等

第三十八条中「第二条第三項から第五項まで」を「第二条第五項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条の十九の規定における主務省令は、政令で定めるところにより、総理府令・労働省令・大蔵省令又は総理府令・大蔵省令とする。

第三十九条中「第五条第三項」の下に「(第九条の五第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限(第一章の二の規定による権限に限る。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができ

第七を次のように改める。

第七章 罰則

第四十条 金融管理人又は金融管理人代理がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 金融管理人又は金融管理人代理が法人であるときは、金融管理人又は金融管理人代理の職務に從事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。金融管理人又は金融管理人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融管理人又は金融管理人代理の職務に關し金融管理人又は金融管理人代理に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる金融管理人若しくは金融管理人代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第二条の十又は第二十一条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 被管理金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二条の九第一項(第二条の三第一項及び第二条の八第七項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二条の九第一項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第四條第三項、第五條第六項、第六條第二項、第七條第二項、第九條の三第三項(第九條の九第二項及び第九條の十二第五項において準用する場合を含む。)、第九條の六第二項又は第九條の七第三項(第九條の十三第二項において準用する場合を含む。)、の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九條、第九條の十一又は第九條の十四において準用する預金保険法附則第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九條の十四において準用する預金保険法附則第十四條の二の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第九條の十四において準用する預金保険法附則第十四條の二の規定による機構の職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 第九條の十四において準用する預金保険法附則第十四條の二の規定による帳簿等(同條第一項に規定する帳簿等をいう。以下この号において同じ。の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

2 法人法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは

は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の代表者たる等々を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十六条 被管理金融機関の取締役又は理事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二條の二第三項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

二 金融管理人に事務の引渡しをしないとき。

第四十七条 金融管理人が、第二條の十三第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(預金保険法の一部改正)

第二條 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條中「三人」を「四人」に改める。

第三十一條の次に次の一條を加える。

(代理人の選任)
第三十一條の二 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

第四十二條第三項中「金融機関等」を「金融機関その他の者」に改める。

附則第二十條第一項中「若しくは金融機関等」を「金融機関その他の者」に改める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)の施行の日の前日までの間における第一條の規定による改正後の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「新法」という。第二條第九項及び第二條の二第二項の規定の適用については、新法第二條第九項中「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)による改正前の銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)以下「旧銀行法」という。))第五十二條の二第二項に規定する子会社又は同條第三項の規定により子会社とみなされる会社」と、新法第二條の二第二項中「銀行法第二條第十一項」とあるのは「旧銀行法第五十二條の二第二項」と、銀行法第五十二條の二第二項」とあるのは「旧銀行法第五十二條の三第一項」とする。

第三條 平成十年度において新法第二十七條の規定により政府が新法第十一條第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、第一條の規定による改正前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律第二十七條の規定に基づく国会の議決を経た金額(平成十年度に係るものに限る。)の範囲内においても、これを行うことができる。

(地方税法の一部改正)
第四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條に次の一項を加える。

8 道府県は、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)第二條第十項に規定する承継銀行が、同法第十二條に規定する金融危機管理審査委員会の同法第九條の四第二項、同條第四項において準用する場合を含む。の規定による同條第二項第一号又は第三号に掲げる決議を受けて行う同法第二條第三項に規定する被管理金融機関の営業又は事業の譲受けにより不動産(同法第九條の二第一項第七号の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であると判定されたものに限り。))を取得した場合には、当該被管理金融機関に係る同法第九條の四第一項に規定する決議の要請が平成十三年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一條の二の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、土地の取得で附則第十條第八項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五條第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

理由

金融機関の破綻に際して当該金融機関の業務の適切な管理及び円滑な承継を図ることににより我が国における金融の機能の安定化を図るため、緊急の特例措置として、破綻した金融機関の業務及び財産を金融管理人に管理させる制度を創設するとともに、預金保険機構がその特例業務として金融管理人の管理に係る金融機関の業務を承継する銀行を確保するための銀行持株会社の設立等の業務を行うことができることとする等の措置を講ずるほか、預金保険機構の体制の整備等を行うことにより、信用秩序の維持と預金者等の保護を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由で

ある。

債権管理回収業に関する特別措置法案 債権管理回収業に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 許可等(第三条―第十条)
第三章 業務(第十一条―第十九条)
第四章 監督(第二十条―第二十五条)
第五章 雑則(第二十六条―第三十二条)
第六章 罰則(第三十三条―第三十七条)
附則

(目的)

第一条 この法律は、許可制度を実施することにより弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合及び保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社が有する貸付債権
- 二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第一項に規定する特定債権
- 三 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者であつて、政令で定めるものが有する貸付債権

四 前各号に規定する金銭債権に類するものとして政令で定めるもの

2 この法律において「債権管理回収業」とは、弁護士以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。

3 この法律において「債権回収会社」とは、次の許可を受けた株式会社をいう。

第二章 許可等

(営業の許可)

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 三 取締役及び監査役(以下「役員」という。)の氏名及び住所
- 四 役員のうち弁護士であるものについては、その旨及び所属弁護士会の名称
- 五 資本の額
- 六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、法務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

- 一 資本の額が五億円以上の株式会社でない者
- 二 第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社

三 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社

四 常務に従事する取締役のうちにその職務を公正かつ的確に遂行することができず知識及び経験を有する弁護士でない株式会社

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する株式会社

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社

七 取締役相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)又は監査役(以下この号において「役員等」という。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

た日から五年を経過しない者

ホ 債権の管理又は回収に關し、刑法明治四十年法律第四十五号、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)、貸金業の規制等に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ヘ 暴力団員等

ト 債権回収会社が第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該債権回収会社の役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

チ 債権管理回収業に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ハ 債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社

(許可に関する意見聴取)

第六条 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、前条第五号、第六号及び第七号へに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、弁護士である取締役について、当該取締役がその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有するものであるか否かに關し、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。

(変更の届出)

第七条 債権回収会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

ならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき。

二 営業を開始し、休止し、又は再開したとき。

三 その他法務省令で定める場合に該当するとき。

2 前条第二項の規定は、弁護士である取締役の変更の届出があつた場合に準用する。

(債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに会社の合併)

第八条 債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受けは、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 債権回収会社の合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可について準用する。

(承継)

第九条 債権管理回収業の全部の譲渡があり、又は債権回収会社について合併があつたときは、債権管理回収業の全部を譲り受けた会社又は合併後存続する会社若しくは合併により設立された会社は、その債権回収会社の地位を承継する。

(廃業の届出等)

第十条 債権回収会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

一 破産により解散したとき。その破産管財人

二 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

三 債権管理回収業を廃止したとき。債権回収会社であつた会社の代表取締役

2 債権回収会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該債権回収会社の第三條の許可は、その効力を失う。

第三章 業務

(受託債権の管理又は回収の権限等)

第十一条 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理又は回収の業務を行う場合には、委託者のために自己の名をもつて、当該債権の管理又は回収に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

2 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理若しくは回収の業務を行い、又は譲り受けた債権の管理若しくは回収の業務を行う場合において、次に掲げる手続については、弁護士に追行させなければならない。

一 簡易裁判所以外の裁判所における民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告(民事保全の執行の手続に関する裁判に對する執行抗告を含む。)に係る手続

二 簡易裁判所における民事訴訟手続であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの

三 簡易裁判所における民事保全の命令に関する手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えるもの

(業務の範囲)

第十二条 債権回収会社は、債権管理回収業及び次に掲げる業務以外の業務を営むことができない。ただし、当該債権回収会社が債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であつて、債権管理回収業に該当しないもの

二 債権管理回収業又は前号の業務に付随する業務であつて、政令で定めるもの

(商号)

第十三条 債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。

2 債権回収会社でない者は、その商号のうちに

債権回収会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(名義貸しの禁止)

第十四条 債権回収会社は、自己の名義をもつて、他人に債権管理回収業を営ませてはならない。

(受取証書の交付)

第十五条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、法務省令で定めるところにより、債権回収会社の商号及び本店の所在地、受領金額その他の法務省令で定める事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他の法務省令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

(債権証書の返還)

第十六条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部の弁済を受けた場合において当該特定金銭債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

(業務に関する規制)

第十七条 債権回収会社の業務に従事する者は、その業務を行うに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

2 債権回収会社の業務に従事する者は、その業務を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、当該債権回収会社の商号、自己の氏名その他法務省令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

第十八条 債権回収会社は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

2 債権回収会社は、その業務に関して広告をするときは、著しく事実と相違する表示その他の人を誤認させるような表示をしてはならない。

3 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の債務者又は保証人から、これらの者が当該債権に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行を受けるべきことを記載した公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面(以下この項において「委任状」という。)を取得する場合においては、当該債権の債権金額その他の法務省令で定める事項を記載していない委任状を取得してはならない。

4 債権回収会社は、前三項に定めるもののほか、債権の管理又は回収に関する行為であつて、債務者等の保護に欠け、又は債権の管理若しくは回収の適正を害するおそれがあるものとして法務省令で定める行為をしてはならない。

(業務の委託及び債権譲渡の制限)

第十九条 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の管理又は回収を他の債権回収会社及び弁護士以外の者に委託してはならない。

2 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権の譲渡(以下この項において「債権譲渡」という。)をしようとする場合において、その相手方が次の各号のいずれかに該当する者(以下この項において「譲受け制限者」という。)であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡の後譲受け制限者が当該債権を譲り受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡をしてはならない。

一 暴力団員等

二 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

三 当該債権の管理又は回収に当たり、第十七条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者

第四章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第二十条 債権回収会社は、法務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十一条 債権回収会社は、事業年度ごとに、法務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを法務大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第二十三条 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

警察庁長官は、債権回収会社について、第五

条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十九条第二項の規定に違反する事実があるとき、第二十四条第二項又は第二十七条の規定に基づき意見を述べるために必要であるとして認められる場合には、法務大臣に協議の上、第五号第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十九条第二項の規定に違反する事実の有無を確認するために必要な限度で、債権回収会社に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は警察庁職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

警察庁長官は、前項の規定により報告若しくは

資料の提出を命じ、又は立入検査若しくは質問をさせたときは、その結果を速やかに文書で法務大臣に通報するものとする。

第一項又は第二項の規定により立入検査又は

質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十三条 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該債権回収会社に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十四条 法務大臣は、債権回収会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の許可を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 債権管理回収業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いつき。

五 第三条の許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないとき。

2 法務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十九条第二項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

(監督処分等の公告)

第二十五条 法務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五章 雑則

(協力依頼)

第二十六条 法務大臣は、この法律の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(法務大臣への意見)

第二十七条 警察庁長官は、債権回収会社について、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十九条第二項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があるとき、第二十四条第二項又は第二十七条の規定に基づき意見を述べるために必要であるとして認められる場合には、法務大臣に協議の上、第五号第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十九条第二項の規定に違反する事実の有無を確認するために必要な限度で、債権回収会社に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(援助)

第二十八条 債権回収会社は、その業務を行うに当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第一号に規定する暴力的不法行為等による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察庁長官に対し、必要な援助を受けたい旨の申出をすることができる。

警察庁長官は、前項の申出を相当と認めると

きは、債権回収会社に対し、助言その他必要な援助を行うものとする。

(犯罪があると史料する場合の措置)

第二十九条 債権回収会社は、その役員又は職員がその業務を行うことにより犯罪があると史料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(警察庁長官への通報)

第三十条 法務大臣は、第三条、第八条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項の規定による処分をし、又は第七条第一項若しくは第十條第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(命令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

2 第六条第一項、第二十二條第二項、第二十四

条第二項、第二十七條及び第二十八條第二項の規定により警察庁長官の権限に属する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(経過措置)

第三十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、許可を受けないで債権管理回収業を営んだ者

二 不正の手段により第三条の許可を受けた者

三 第十四条の規定に違反して、他人に債権管理回収業を営ませた者

四 第二十四条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の許可申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十二条ただし書の規定による承認を受け

ないで、債権管理回収業及び同条各号に掲げる業務以外の業務を営んだ者

三 第十七条第一項の規定に違反した者

四 第二十条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成

した者

五 第二十一条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者

六 第二十二條第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

七 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三條第二項の規定に違反した者

三 第十五條第一項の規定に違反して書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十六條の規定に違反して、証書を返還しなかつた者

五 第十七條第二項の規定に違反した者

六 第二十三條の規定による命令に違反した者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十三條第四号 三億円以下の罰金刑

二 第三十四條第二号又は第四号から第七号まで 二億円以下の罰金刑

三 第三十三條第一号から第三号まで、第三十四條第一号若しくは第三号又は前条 各本条の罰金刑

第三十七条 第十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円

以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(商号に関する経過措置)

第二条 第十三條第二項の規定は、この法律の施行の際に債権回収会社であると誤認されるお

三十二の三 債権管理回収業の許可

債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号) 第三条(債権管理回収業の許可)の債権管理回収業の許可

許可件数 一件につき十五万円

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号)第六章に規定する罪

(法務省設置法の一部改正)

第五条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号)の規定による債権管理回収業に関する事項

(警察法の一部改正)

第六条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号)の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

そのある文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号の二の次に次の一号を加える。

第三十条第一項中「第八号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで」を「第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」に改める。

第三十三條第一項中「第五條第二項第十一号」を「第五條第二項第十二号」に改める。

理 由

国民経済の健全な発展に資するため、許可制度を実施することにより弁護士法の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律

第一条 この法律は、金融機関等が有する回収が

困難となつた債権であつて不動産を担保とするものの処理が喫緊の課題となつてゐる状況にかんがみ、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関、信用金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。

2 この法律において「特定債権回収機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法附則第七條第一項の規定に基づき預金保険機構との間で同項の協定を締結した銀行

二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号)第二条第三項に規定する債権回収会社

三 金融機関等から回収が困難となつた債権を買い取ることを業として行う株式会社であつて法務大臣が指定したもの

3 前項第三号の指定は、告示してしなければならない。

(根拠当権の担保すべき元本の確定)

第三条 金融機関等が、その有する根拠当権の担保すべき債権の全部を特定債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、その旨及び当該根拠当権の担保すべき元本を新たに発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十八条ノ二十第一項の規定の適

用については、同項第一号に規定する場合に該当するものとみなす。ただし、当該根抵当権の担保すべき元本の確定すべき期日の定めのあるときは、この限りでない。

(登記の特例)

第四条 前条の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記は、同条の規定による通知に係る特定債権回収機関に対する当該根抵当権の移転の登記とともに申請する場合に限り、申請書に当該通知をしたことを証する書面を添付して、根抵当権者のみで申請することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を經過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記の申請については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理由

金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が喫緊の課題となつていく状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

の整備に関する法律

(民事執行法の一部改正)

第一条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。
第十条第五項を次のように改める。

5 次の各号に該当するときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

一 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしなかつたとき。

二 執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき。

三 執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるとき。

四 執行抗告が民事執行の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであるとき。

第十八条第二項中「財産」の下に「(財産が土地である場合にはその上にある建物、財産が建物である場合にはその敷地を含む。)」を加える。

第五十七條に次の二項を加える。

4 執行官は、第一項の調査のため必要がある場合には、市町村(特別区の存する区域にあつては、都)に対し、不動産(不動産が土地である場合にはその上にある建物、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。)に対し課される固定資産税に關して保有する図面その他の資料の写しの交付を請求することができる。

5 執行官は、前項に規定する場合には、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を行う公益事業を営む法人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第五十八條第三項中「前条第二項」を「第十八条第二項並びに前条第二項、第四項及び第五項」に改める。

第六十八條の次に次の二條を加える。
(買受けたの申出をした差押債権者のための保全処分)

第六十八條の二 入札又は競り売りの方法により売却を実施させても買受けたの申出がなかつた場合において、不動産を占有する債務者又

は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九條第一項の規定により消滅する権利を有する者に対し抗することができないもののが、不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。以下この条において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、その行為をし、又はその行為をするおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官又は申立人に保管させるべきことを命ずることができる。

2 差押債権者は、前項の申立てをするには、最低売却価額以上の額(以下この項においては「申出額」という。)を定めて、次の入札又は競り売りの方法による売却の実施において申出額に達する買受けたの申出がないときは自ら申出額で不動産を買受ける旨の申出をし、かつ、申出額に相当する保証の提供をしななければならない。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

4 第五十五條第三項、第七項及び第八項の規定は第一項の規定による決定について、同条第五項の規定は第一項の申立てについての裁判、前項の規定による裁判又は同項の申立てを却下する裁判について、同条第六項の規定は前項の規定による決定について、同条第九項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について、第六十三條第四項の規定は第二項の保証の提供について準用する。

(売却の見込みのない場合の措置)
第六十八條の三 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法による売却を三回実施させても買

受けたの申出がなかつた場合において、不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に売却を実施させても売却の見込みがないと認めるときは、強制競売の手続を停止することができる。この場合においては、差押債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から三月以内に、買受けたの申出をし、かつ、その者が買受けたことを理由として、売却を実施させるべき旨を申し出たときは、執行裁判所は、売却を実施させなければならない。

3 差押債権者が前項の期間内に同項の規定による売却の実施の申出をしなかつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消すことができる。同項の規定により売却を実施させた場合において買受けたの申出がなかつたときも同様とする。

第七十八條第三項中「第六十三條第二項第一号」の下に「又は第六十八條の二第二項」を加える。

第八十二條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 買受人及び買受人から不動産の上に抵当権の設定を受けようとする者が、最高裁判所規則で定めるところにより、代金の納付の時までに申出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができ、買受人の指定するものに嘱託書を交付して登記所に提出させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、嘱託書を登記所に提出しなければならない。

第六十六條第三項及び第四項の規定は、第二項の債権者(同条第一項前段に規定する者を除く。)に対する呼出状の送達について準用す

る。

第六十八条に次の一項を加える。

8 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第二条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「場合において、すみやかに売却をすべきことを徴収職員等に催告したにかかわらず、その催告の効果がない」を削る。

(不動産登記法の一部改正)

第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第九十九条ノ九中「前七条」を「前八条」に改め、同条を第九十九条ノ十とする。

第九十九条ノ八の次に次の一条を加える。

第九十九条ノ九 民法第三百九十八条ノ二十第一項第四号ノ規定ニ依リ根拠当権ノ担保スベキ元本ガ確定シタル場合ノ登記ハ申請書ニ民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十九條第二項(同法第八十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル催告又ハ国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第五十五条(同条ノ例ニ依ル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルコトヲ証スル書面ヲ添付シタルトキハ根拠当権者ノミニテ之ヲ申請スルコトヲ得但根拠当権又ハ之ヲ目的トスル權利ノ取得ノ登記ト共ニ爲ス場合ニ限ル

第五十一条ノ四中「昭和五十四年法律第四号」を削る。

(執行官法の一部改正)

第四条 執行官法(昭和四十一年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十七号中「第五十五条第二項」の下に「第六十八條の二第一項」を加え、「保管する」を「保管し、又は保管のため申立人にその占有を取得させる」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第五条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項口中「代払の許可を求める申立て」の下に「同法第六十八條の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前にされた強制執行執行の決定の申請については、なお従前の例による。

理由

不動産競売手続において不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じている等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、執行妨害を排除する観点から、不当な執行抗告の制限、買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の制度等を設けるとともに、執行官等の調査権限を強化し、手続の迅速処理を図る観点から、配当期日の呼出状の送達方法の改善等のほか、売却の見込みのない場合の特別の措置を定め、さらに、競売制度を利用しやすいものにする観点から、買受人が銀行等から融資を受けた場合の代金納付による登記の嘱託方法を改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(趣旨)

第一条 この法律は、特定競売手続の円滑な実施

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、特定競売手続の円滑な実施

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

に資するため、特定競売手続における現況調査及び評価等に関し民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定債権者」とは、預金保険機構、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)附則第七條第一項の規定に基づき預金保険機構との間で同項の協定を締結した銀行及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第三條第一項第一号の規定により出資して設立された株式会社をいう。

2 この法律において「特定競売手続」とは、特定債権者の申立てに係る民事執行法第四十三條第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする強制競売又は担保権の実行としての競売の手続をいう。

(現況調査の特例)

第三条 執行裁判所は、特定競売手続について、特定債権者から不動産の形状、占有関係その他の現況を明らかにする書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法第五十七條第一項(同法第八十八條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、同項の調査を命じないことができる。

(評価等の特例)

第四条 執行裁判所は、特定競売手続について、特定債権者から不動産の評価を記載した書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法第五十八條第一項及び第六十條第一項(これらの規定を同法第八十八條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、評価人を選任することなく、その書面に記載された評価に基づいて最低売却価額を定めることができる。

(最高裁判所規則)

第五条 この法律に定めるもののほか、特定競売

手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、施行の日から起算して十年を経過した日にその効力を失う。ただし、その時点でされた申立てに係る特定競売手続については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

理由

特定競売手続の円滑な実施に資するため、特定競売手続における現況調査及び評価等に関する特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年八月二十七日印刷

平成十年八月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

O